

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課)

ページ
一

号外 (頁) 平成二十九年 四月 一日

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第四号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三一般国道四十一号の項中

可児市東帷子三八二番地先 愛知県境から
美濃加茂市太田本町四丁目字平塚三二四四番一
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三二四番五地
下呂市金山町金山字長畑一八〇〇番五地先まで
美濃加茂市太田本町四丁目字下町三九七〇番地
加茂郡川辺町石神字伴鳥三三八番地先まで

○地先まで

先から

を

可児市東帷子三八二番地先 愛知県境から
下呂市金山町金山字長畑一八〇〇番五地先まで

先から

に改め、同表一般国道二百四十八号の項中

関市平
同市小
美濃加
関市山

和通六丁目一六番三地先から
屋名字毘沙門一五二番一地先まで

美濃加茂市
関市山田門

茂市御門町二丁目字赤池上三二四番一地先から
田門田七六番一地先まで

御門町二丁目字赤池上三二四番一地先から
田七六番一地先まで

に改め、同表一般国道

四百十八号の項中「同市栄町三丁目七番一地先」を「同市平和通六丁目一六番三地先」

に改め、同表県道関本巢線の項中

岐阜市春近古市場南一三八番一地先から
山県市大字高富字天王二二六八番一地先まで

岐阜市春近古市場南一三八番一地先から
山県市大字高富字天王二二六八番一地先まで

関市栄町三丁目七番一地先から
同市小屋名字毘沙門一五二番一地先まで

に改め、同表県道大西瑞浪線の項の次に次のように加える。

県道美濃加茂川辺線

美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三四二番一地先から
加茂郡川辺町石神字五反田六〇二番三地先まで

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社